

延岡の空より

4月の相談受付は62件、うち無料法律相談は16件。

5月の無料法律専門相談予定 ※要予約

18日 司法書士相談

11日、25日 弁護士相談

13時～16時の間の30分間が相談時間です。

その他、電話での専門相談

(年金・家計) 第1・第2水曜

(労働問題) を毎週水曜・木曜にしています。



ライフサポートセンター延岡 相談件数 (期間/2021年12月1日～2022年4月30日)				
相談内訳	当月計	前月末累計	総累計	
相談件数	62	4,707	4,769	
内 専門相談件数	16	1,036	1,052	
相 談 内 容	金融	2	153	155
	法律	38	2,491	2,529
	子育て	0	9	9
	介護	0	17	17
	生涯保障	0	4	4
	年金・福祉	5	146	151
	奨学金	0	4	4
	家計	0	9	9
	労働	10	234	244
	就労前段支援	0	8	8
	職場・学校 家庭での悩み	0	35	35
	心の健康	7	1,373	1,380
	その他	0	224	224

※総累計期間は、2014年7月25日～2022年4月30日です。

相続

配偶者の暮らし配慮

改正相続法では、長年連れ添った配偶者がより多くの遺産を受け取れるようになった。2019年7月1日施行
例えば、結婚20年以上の夫の遺産が1千万円の自宅と3千万円の預金で、妻と子2人の計3人が相続人とし、夫が妻に1千万円の自宅を生前に贈与していたとする。

これまでなら、計4千万円の遺産を妻が2千万円、子がそれぞれ1千万円ずつ分け合い、妻は生前に先渡しされた1千万円の自宅と預金1千万円を相続した。

改正では、生前贈与された自宅は、先渡しされた遺産として扱わないことになった。これで、妻は遺産分割の計算から除かれる1千万円の自宅に加え、預金3千万円のうち配偶者相続分の1500万円を合わせた計2500万円を受け取れるようになった。

適用には、夫が妻に自宅を生前に贈与しておくか、遺言で贈与することが必要。

